

現行条例	改正法	備考
<p>広島市情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>(審査会の設置)</p> <p>第3条 次に掲げる事項について、実施機関の諮問に応じて審議するため、広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 情報公開条例第17条第1項の規定により審査会に諮問された事項</p> <p>(2) 個人情報保護条例第2章及び第3章の規定により審査会の権限に属するものとされた事項</p> <p>2 審査会は、前項に定めるもののほか、公文書の開示又は個人情報の保護に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、意見を述べることができる。</p> <p>(収集の制限等)</p> <p>第5条 1～3 (略)</p> <p>4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定に基づいて収集するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づいて収集するとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めて収集するとき。</p>	<p>(地方公共団体に置く審議会等への諮問)</p> <p>第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p> <p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第61条 1～3 (略)</p>	<p>○ 広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第3条の「個人情報保護条例第2章及び第3章の規定により審査会の権限に属するものとされた事項」は、現行条例の意見聴取手続</p> <p>○ 「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう（ガイドライン9-4）。</p> <p>○ 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない（同上）。</p> <p>○ 地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。</p> <p>なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることになることに加え、地方公共団体は、法第166</p>

現行条例	改正法	備考
<p>(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認めて収集するとき。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令の規定に基づいて収集するとき。</p> <p>(2) 実施機関が審査会の意見を聴いた上で、当該個人情報を収集することが事務の目的を達成するために必要不可欠であると認めて収集するとき。</p> <p>（保有個人情報の利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同</p>	<p>改正法</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第69条 1～4 (略)</p>	<p>条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる（同上）。</p> <p>〈審議票 2 - 2〉</p> <p>考え方 (案)</p> <p>個人情報の取得等について類型的に審議会等の意見聴取手続を要件とすることはできないとしても、例えば、法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合に審議会等に諮問できるようにすることや、事後的に取扱状況を審議会等に報告するなど、団体内部の手続として新条例に規定することができるのではないか。</p> <p>主な意見</p> <p>改正法第129条の「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に当たるとして、新たに条例要配慮個人情報を追加する際に審議会等の意見を聴くことが考えられる。一方で、法の解釈・適用について各自治体の審議会等に諮問することは許されていないと考える。</p> <p>〈審議票 2 - 3〉</p> <p>考え方 (案)</p> <p>① 個人情報保護委員会が作成するガイドライン等に示される「相当の理由」と「特別の理由」の考え方や具体例を庁内で共有した上で、判断に迷う事案について同委員会に助言を求</p>

現行条例	改正法	備考
<p>じ。)を、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、特別な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>2～4 (略)</p>		<p>める体制を整えておく必要があると考えられる。</p> <p>② 目的外利用や提供について、類型的に審議会等の意見聴取手続を制限解除の要件とすることはできないとしても、定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合に当該細則の案について審議会等に諮問することや、一定の事案(例えば、「相当の理由」や「特別の理由」があると判断したもの)を事後的に審議会等に報告するという仕組みを、団体内部の手続として新条例に規定することはできるのではないか。</p> <p>主な意見</p> <p>改正法第69条第2項第2号及び第3号の「相当な理由があるとき」にどのような場合が当たるかについては、委員会に問合せが可能であり、事例の集積を待つことになる。当審査会から「相当な理由があるとき」に当たるかについて答申を得ることは許されていないと考える。</p> <p>施行条例に特に規定を置く必要はないと考える。</p>